MUSIC VOTE 会員規約

第 1 条：名称

本会を「MUSIC VOTE 会員」と呼ぶ。

第 2 条：目的

この会員制度は、動画投稿サイト「MUSIC VOTE」に投稿された動画へ投票するために必要なポイントの購入、投票するための制度です。

第 3 条：管理・運営

本会の入会登録、ポイント追加購入、継続および退会などの管理・運営は株式会社アーチ・エンタテインメントが行います。

第 4 条：会員

本会員は株式会社アーチ・エンタテインメントの管理するアーチ・チケットのサイトにて無料会員の登録および年会費の納入をもって本会への入会とします。

本会管理者の判断により入会後であっても第 9 条の会員条件を満たさない場合や第 10 条の禁止行為が認められた場合は、承認を取り消すことができます。

第 5 条： 年会費、会員有効期限

1．入会初年度の年会費は 1,000 円（税込）とし、年会費納入後に投票で使用する 40 ポイントが付与されます。

2．会員有効期限は、入会日または更新日から 1 年です。

3．初年度年会費、ポイントの購入はクレジット決済のみです。

4．2 年目以降の年会費は 1,220 円(税込)です。(1000 円＋消費税 100 円＋銀行引落手数料 120 円＝1,220 円)

5．自動更新となります。次回更新時には、口座自動振替となりますことをご了承ください。ご入会後に、弊社より口座自動振替依頼用紙等をご自宅に郵送いたします。

※入会次年度より年会費は、みずほファクターより口座自動振替を予定しております。（日本全国ほとんどの金融機関ご利用可能）入会後、銀行手続きの書類を郵送いたします。

※年会費の徴収方法については、変更の場合もございますので事前にお知らせさせて頂きます。

6．入会後はいかなる理由においても年会費および追加購入ポイントの払い戻し等は一切行なわないものとします。

第 6 条：投票方法、ポイントの消費・有効期限・追加購入

１．投票に必要なポイントは年会費納入時に付与されるほか、追加購入ができます。
２．動画の再生が投票行為となり、1 票につき 1 ポイントが消費されます。
３．試聴はできません。
４．再生を途中で終了した場合でも投票したものとし、1 ポイントが消費されます。
５．数ポイントまとめての投票はできません。
　同じ動画に投票したい場合はその都度動画を再生する必要があります。
６．ポイントの有効期限は付与された日から 6 か月とし、期限を過ぎると自動消滅します。
７．18 歳未満は 40 ポイント(1,000 円)のみ購入が可能です。

第 7 条：継続手続き

1.　入会後送付される口座自動振替用紙にて年会費自動引き落とし口座の登録をもって継続手続き完了とします。
２．入会日から一年後に自動更新され、継続完了時に４０ポイントが付与されます。
３．次年度会費 1,220 円は登録されている口座より自動引き落としされます。

第 8 条：退会

退会は会期更新日の 2 か月前までに「MUSIC　VOTE」に退会連絡をする、もしくは HP 内のマイページより退会手続きを行ってください。
会期途中や未使用のポイントがあっても年会費およびポイントの払い戻し等は一切行わないものとします。

第 9 条：会員条件

1.　入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽・誤記・漏れがないこと。
2.　同一個人で複数の会員登録をしていないこと。
3.　過去に規約違反等により、本会の会員資格を取消されていないこと。
4.　日本国内に連絡先、または発送物の受取先があること。発送物は日本国内の受取先に送付します。

第 10 条：禁止行為

会員は、以下に該当する行為を禁止し、本会は会員資格の抹消をすることができます。
１．本会より会員への配布および「MUSIC VOTE」に投稿された全てのデータ、情報、文章、音源、映像、肖像、イラスト等を 第三者に漏洩すること、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製・転載・販売・出版・ 放送・配布などのために利用することや、営利を目的とした活動を行なうこと。

２．事務所他関連企業や投稿者に連絡および面会の強要および業務に支障をきたす行為
３．手段を問わず、本会の運営を妨害した場合
４．法令、会員規約、道徳、慣習に反する行為
５．その他に本会が不適切だと判断し、禁止したことを行なう行為

第 11 条：会員規約の改訂
本会は、本会員規約を予告なく改訂することができ、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第 12 条：個人情報の扱い
個人情報の扱いについて 本会員の個人情報の取り扱いは、各関係法令に従い運営することとします。

第 13 条：当会の解散等
１．当会は、事情により運営を継続しがたいと判断した場合には、当会の全部又は一部を解散することがあります。
２．前項の場合、当会は、当会の定める方法により、あらかじめ会員に通知するとともに会員に対し会員期限に応じて残存する会費を返還します。
３．当会にかかる事業につき、当会の運営者が事業譲渡その他の方法により第三者に譲渡した場合には、その譲渡に伴い本規約上の地位及び会員情報を譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき、本項によりあらかじめ同意したものとします。

附　　則
1. 会員規約制定 2019 年 4 月 26 日
2. 会員規約改定 2020 年 1 月 9 日